

資料

令和2年10月26日開催
第7回美瑛町議会臨時会資料

○条例の一部改正

議案第1号	美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について	-----	1～2
議案第2号	美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について	-----	3～4

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき財産の取得について追認する議案を提出する事態の発生に伴い、特別職の職員の給料について減給1月（5%）を実施するため、以下のとおり条例の一部を改正する。

2 改正の概要

令和2年11月1日から令和2年11月30日までの給料を次のとおりとする。

職名	給料月額	給料月額（令和2年11月）
町長	810,000円	769,500円 (810,000×95/100)
副町長	640,000円	608,000円 (640,000×95/100)

3 施行期日

令和2年11月1日から施行する。

○美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

令和2年10月26日
第7回美瑛町議会臨時会資料

新	旧
<p>第1条～第4条 【略】 附 則 1～8 【略】 (給料の特例措置) 9 町長及び副町長の給料月額は、令和2年11月1日から令和2年11月30日までの間に限り、条例第2条第1項の規定にかかわらず、別表第1に定める額に100分の95を乗じて得た額とする。</p>	<p>第1条～第4条 【略】 附 則 1～8 【略】 _____ _____ _____ _____</p>

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき財産の取得について追認する議案を提出する事態の発生に伴い、教育長の給料について減給1月（5%）を実施するため、以下のとおり条例の一部を改正する。

2 改正の概要

令和2年11月1日から令和2年11月30日までの給料を次のとおりとする。

職名	給料月額	給料月額（令和2年11月）
教育長	600,000円	570,000円 (600,000×95/100)

3 施行期日

令和2年11月1日から施行する。

○美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表

令和2年10月26日
第7回美瑛町議会臨時会資料

新	旧
<p>第1条～第6条 【略】 附 則 1～3 【略】 (給料の特例措置) 4 教育長の給料月額は、令和2年11月1日から令和2年11月30日までの間に限り、条例第2条第1項の規定にかかわらず、別表第1に定める額に100分の95を乗じて得た額とする。</p>	<p>第1条～第6条 【略】 附 則 1～3 【略】</p> <hr/> <hr/> <hr/>